

第2回 オオクチバス等に係る防除の指針改定に係る検討会 議事概要

日時：令和7（2025）年1月30日（木）15：30～18：00

場所：オンライン会議

検討委員：

大浜 秀規	山梨県漁業協同組合連合会 参事
谷口 義則	名城大学人間学部人間学科 教授
坪井 潤一	国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所 主任研究員
中井 克樹	滋賀県立琵琶湖博物館 特別研究員
藤本 泰文	公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 主任研究員
細谷 和海	近畿大学 名誉教授
松崎 慎一郎	国立研究開発法人国立環境研究所生物多様性領域 生態系機能評価研究室 室長
淀 太我	三重大学大学院生物資源学研究科 准教授
○渡辺 勝敏	京都大学大学院理学研究科 教授

（五十音順、敬称略、○は座長）

環境省：

松本 英昭	自然環境局野生生物課外来生物対策室 室長
藤田 道男	自然環境局野生生物課外来生物対策室 室長補佐

農林水産省：

湊谷 陽太	大臣官房みどりの食料システム戦略グループ 係長
-------	-------------------------

水産庁：

松井 恵子	増殖推進部漁場資源課 生態系保全室 課長補佐
大野 蒼一郎	増殖推進部漁場資源課 生態系保全室 係員
生駒 潔	増殖推進部栽培養殖課 内水面漁業振興室 室長
城崎 和義	資源管理部管理調整課 沿岸・遊漁室 室長
鵜澤 麗	資源管理部管理調整課 沿岸・遊漁室 課長補佐

【議事概要】

（1）オオクチバス等に係る防除の指針（改定案）について

<資料説明>

資料1－1：オオクチバス等に係る防除の指針（改定案）

資料1－2：オオクチバス等に係る防除の指針（改定案）別添

参考資料1：オオクチバス等に係る防除の指針（改定案）：溶け込み版

<意見等>

【指針1（目的）、2（防除の優先度が高い水域の考え方）、3（目標の設定）につ

いて】

- ・重複がなくなりすっきりした。資料1－1の中で、侵入または拡大の防止、普及啓発の前のところの「地域の実情に合わせて」とあるが（P4L27）、これは何をイメージしているか。（細谷委員）

→地域における防除手法を組み合わせる際に、地域で納得して受け入れられるか等を勘案した。また、元々の指針にも地域の実情に応じて実施する旨が記されており、その記述場所を変えて強調した。被害への取組に対して、生物多様性の観点、内水面上重要な地域といった状態に応じた計画の設定、手法の選択をすべきという点をここに記した。もう一点、法改正の中で、全国に分布している特定外来生物の防除については地方公共団体の責務であることが規定されており、これへの対応をより明確化した。具体的には、状態に応じて適切な防除手法を選ぶこと等を想定している。（環境省）

→技術的な事項、ポリティカルな事項を共に想定していると了解した。（細谷委員）

- ・「内水面漁業」という言葉について、琵琶湖と霞ヶ浦は内水面漁業の対象エリアではないため除かれることをフォローした方がよい。（細谷委員）

→タイトルの括弧内、「漁業法に基づき海面に準ずる湖沼を含む（P3L25）」でフォローされている。（渡辺座長）

→この括弧書きで琵琶湖と霞ヶ浦をイメージできる人は少ないであろうことから、「琵琶湖と霞ヶ浦のような」を加えるとさらによい。（細谷委員）

→最終的にはバランスを考えて決めるべきであろう。（渡辺座長）

- ・とても読みやすくなっている。普及啓発の部分が追記されたが、最も重要なのは違法放流をいかに防ぐか、それを国民にどう伝えるかという部分である。附帯決議の記述に倣った意志を示すべき。もう一点、3(2)の3段落の追跡調査は、対策を実施した後だけではなく前にもやった方がよいので誤解されないような表現にすべき。また、普及啓発の部分に外来種と外来生物という言葉があるが、これは統一した方が読みやすいと思う。（藤本委員）

→普及啓発の違法放流の部分については、この後に説明する4の普及啓発の部分に明記している。（環境省）

→4は具体的な対策であり、目標として違法放流撲滅が必要であるとのことを最初に挙げた方がよい。（藤本委員）

→目標の設定については包括的なところを記した。参考資料2「指針見直しの方向性」に記載のとおり、コクチバスが広がっている状況において、その対策を全般的・計画的に進めていくという観点から、違法放流に特化せずにそれも含む概念として包括的に記したものの。また、外来種という言葉は一般的なものとして、外来生物という言葉は外来生物法上の用語として使い分けている。（環境省）

→追跡調査については整えて記すので、またご確認いただきたい。（環境省）

→ご説明の点については承知。一方、違法放流の撲滅という観点については、もう少し強めに記した方がよいかと思う。外来生物法によって、当然ながら

持ち出したり移してはいけないとしながら、実際にコクチバスの分布拡大が生じているということは、法律による規制によって、必ずしもうまくその行為を防ぐことができていないことを示していることになる。（藤本委員）

→藤本意見の委員と同じである。冒頭から読むと外来種対策がどんどん進んできたという美しいストーリーが述べられており、確かに、環境省、農水省が中心となって外来種対策がここまで広範に進んできたことはある意味、夢のようである。一方で、外来生物法の改正の際、中央環境審議会の答申や附帯決議に違法放流の撲滅が求められ漁業権の在り方を見直すという具体的な書き込みがされているくらい、オオクチバス等は他の特定外来生物に比べると未解決の問題が際立って多く、法で規制をかけているのにまだ分布拡大が続いている。人が介在しないと拡大しないものが止められていないのはある意味法律の限界かもしれないが、指針の読者である防除を行う人に対して、オオクチバス等がどういう生物で、どんな状況にあるのかという点について、もう少し書かれていた方がよいと思う。指針改定の背景として、附帯決議で述べられていることを引用すればよいのでは。（中井委員）

→今の意見は「3. 目標設定」の部分に記すべきということか。（渡辺座長）

→もっと冒頭の部分（P2L27 周辺）である。法律が施行されて外来種問題への関心が高まりオオクチバス等の防除が進んでいるが、コクチバスは増えており、その背景として、附帯決議に指摘されていることが実情としてある。国内では外来魚はこのような厄介な状況に置かれていることが分かるようにもう少し書き加えた方がよい。（中井委員）

→中井委員と同じく、コクチバスが広がっている状況はよくないと分かるように書くべき。実際には確認されていない事項であるため違法放流という言葉を書きにくいのであれば、法令を遵守する形を目指す、という書きぶりがよい。（大浜委員）

→水産庁とも確認の上、藤本委員、中井委員のご意見を踏まえ、また、大浜委員の提案を受けて、1 ページ目のどこかにその趣旨を踏まえた書き込みについて検討したい。（環境省）

・3(2)の「地域の実情に応じ」、の辺りについて、河川か湖沼か、また蔓延状況などが地域の実情と思っており、そうであれば水域の実情とすべき。しかしそうではなく、地方公共団体の状況などの意味合いもあるとの理解でよいか。（淀委員）

→ご理解のとおり、社会的なことも含んでいる。（環境省）

・三点指摘する。第一に、P2L29-30、被害をさらに効果的に防止するという中に、拡大防止も重要であることを補うべき。第二に、P3L26-27、内水面漁業での「被害の発生源」とはどういうことか。被害が起きている場所か、あるいは被害を波及的に拡大させるおおもとの場所という意味か。P4L1-2 の「拡散源」との使い分けはどうなっているか。第三に、P5L8-9 の「命あるもの」の記述をこの指針にあえて記す必要があるのか。（中井委員）

→第三の「命あるもの」の記述は必要と考える。（環境省）

- 第二の発生源となっている水域は、内水面漁業上の防除において重要な水域は漁業や遊漁が行われている現場、すなわち漁業権設定水域を指す。そこに繋がる部分で魚の発生場所などを含む。拡散源と似たようなものであるが、漁業との繋がりでこのように記した。（水産庁）
- 第一の点の拡大防止の観点については検討したい。（環境省）
- 「命あるもの」の節にある「生きものと付き合う上での責任を意識した適切な取扱いに留意すること」という部分の、具体的な記述はどこかにあるか。（中井委員）
- この部分は一般論としての取扱いを意識しており、具体の記述はない。ご指摘への対応については検討したい。（環境省）
- 命の問題については、動物愛護法などの全世界的な流れからは重要である。しかし、この法制度の中で、ここに位置付けることは後退であり場違いである気がする。取りようによっては、外来種を再度放流するという余地さえ与えかねない。個人的な考えではあるが、こういうバイアスは除いた方が良く、本来の趣旨に瑕疵をもたらすのではないかと感じる。（細谷委員）
- 命の問題については、自治体や防除の現場の方々からのヒアリングにおいて、問題意識に関するコメントを踏まえて記述した。このような観点をどう意識するかについては、外来法改正時にアカミミガメ、アメリカザリガニの対象においても議論となった。このため、記載自体は必要と考えるが、ご意見を踏まえ、どこに置くのが適切か、もしくは座長が仰られた留意事項という形にするかなど、検討させていただきたい。（環境省）
- 命あるものという記述に関して、最近は駆除活動に対して魚が可哀そう、外来魚に罪はない、駆除という言葉にアレルギーがあるという声が多くなっていると思われ、世相を反映したものだろうと感じた。（坪井委員）
- 環境省の説明は理解した。そういう世の中の動きというのものもある。一方で、これは防除の指針であり、防除を進めてほしいわけなので、こういう声があるから配慮してほしいと書くと、防除する側が及び腰になることを危惧する。ここでは「こういう意見もあり、それは重要であるが、しかし防除は重要であるという観点を理解した上で、必要に応じ積極的に進める必要がある」といった書きぶりにした方がよい。（中井委員）
- 「適切な取扱いに留意すること（P5L9）」という表現が曖昧であり、外来魚の命をとらないようにせよと受け止める人もいるかもしれないことが、防除を進める上でネガティブに働くのではないかと懸念であろう。魚類についても配慮は必要であるが、命をとる時の方法、なるべく苦痛を与えないようにというメソッドのことを留意と呼んでいるのかと思った。もしそうであればそれが分かるように、殺すのであるが、その際にはなるべく苦痛を与えないようにするといったことが分かるような表現にするのがよいのでは。（淀委員）
- 曖昧、多義的であり趣旨を覆す読み方をされる可能性があるとの指摘と理解した。この点への対応において、よりよい書きぶりになるようよろしくお願いしたい。（渡辺座長）

【4（効果的な防除手法）について】

- ・ P5L28 からの完全排除の部分について、冒頭に「本指針の策定後に…」とあるが、「本指針」は現行の指針のことだと思うので、それがここにあるのは混乱する。冒頭は新技術のことよりも、密度低減化に必要な事項を論じた方がよい。また、委員によって違う意見があるかもしれないが、繁殖抑制についてきっちりやるということが一番重要なので、その点をきちんと書いた方がよい。オオクチバスについては濁った水域が多いことからドローンで探するのが難しいが、人工産卵床は成果が出ているので記した方がよい。ただし放置すると産卵床になってしまうので注意が必要である。フェロモンによる誘引は実働としては使えていない。（藤本委員）
- ご指摘のとおり、被害の低減化のための防除技術のポイントは以下のとおりですというようなリード文に修正する。人工産卵床についての記述も加える。（環境省）

- ・ P8L6-11 のキャッチアンドリリース（以下、C&R）の部分について、内容はよいが記述のトーンをもう少し工夫してもらいたい。「C&R については外来生物法で規制するものではありません」ではなく、「外来生物法では C&R は規制されていませんが」、という記述の方がよい。また、「個別に検討することが必要です（L10）」という表現は敷居が高いと思う。地方公共団体の条例や委員会指示は既存の法令の枠組みをうまく利用することで C&R を禁止できるので、「既存の法令を利用した C&R の禁止も防除に資する選択肢のひとつです」など、もう少しポジティブな記述にできないか。（中井委員）
- 1点目の「規制するものではありません」という言い回しの部分については、ご指摘と提案を踏まえ、表現の適正化を検討する。2点目の「各地の C&R の禁止を既存の法令で個別に対応できる」といった趣旨の記述にできないかという点については、少し誤解があり、それぞれの自治体の条例のほか、内水面の指示というところは行政的な手続であるため、ご提案の記述にすることは、なかなか法令上は困難であることをお伝えさせていただきたい。このため、そういった事例があると紹介する形としている。（環境省）
- 今のご指摘について。C&R 禁止は委員会指示または条例に基づいて行っているもので、法令によりこれを行うことはできないのであるが、委員会指示や条例によっては、こういうことができるという内容を書いているものなので、ご理解いただきたい。（水産庁）
- 関連して、山梨県ではコクチバスの釣り禁止が持ち出し抑制に対して有効であったと考えている。P9L35 から「特定の魚種を目的とした採捕を禁止している…」とあるが、それが効果的であることが書かれていない。また L35 に「個体数低減化の効果を期待する…」とあるが、持ち出しの抑制、釣り人の来訪の規制が目的なので、書きぶりを検討していただきたい。（大浜委員）
- 今の意見に同感である。この指針は防除を行おうとする所に対するものであり、C&R は規制するものではありません、というよりも、個体数低減化の観点から C&R 禁止を活用している地域もあります、という、防除をする人の観点到った書きぶりにすべき。（藤本委員）

→大浜委員の意見について、持ち出しの抑制、釣り人の来訪禁止に関して、本文に記すのは困難な点がある。それらの観点において、それぞれの内水面漁場委員会指示や条例は、その目的と地域の事情により状況が異なりうる一方で、特定魚種を目的とした採捕については、提示いただいた事例として巻末に紹介する対応をとっているということで、ご理解いただきたい。拡散防止の点については、冒頭、中井委員からもご意見あった、P2 の趣旨の目的のところに拡散の防止という観点を踏まえた記述の検討とも連動するため、水産庁とも相談しつつ考えたい。C&R 禁止の個体数低減化への効果は地域によって異なり、一律に効果があるとまだハッキリしていないところもあるため、現行の指針の記述に沿って、4(2)2)の「留意すべき事項」と表現を整合させている。(環境省)

- 4(2)1)の「防除手法の選択に当たっての考え方」の部分(P6L12-)にはいろいろな手法が紹介されており、読者は最も効果的な手法の考え方が提示されると思うだろうが、実際には、留意事項や自治体に問い合わせして下さいといったことが書かれている。よって、1)のタイトルを変更するか、1)を2)の留意事項とマージするのがよい。タイトルを変える場合、1)と2)を合わせて「防除手法導入(または選択)に当たっての留意事項」とするなど。もう1点、②の環境改善対策(P8L17-)について、在来魚を増やす方法はもっとたくさんあり数行ではとても示せないことから、フォーカスがぼけるという印象を持った。中途半端なので、併せて環境改善が必要という記述のみに留めるか、または削除がよい。あるいは、オオクチバスの繁殖を助長するような環境をなくす、という書き方でもよいかもしれない。(松崎委員)

→ご意見承った。1)の全てが留意事項という訳ではないため、マージはせずに項目は残しつつ、1)のタイトルの表現を検討させていただきたい。(環境省)

→②の環境改善対策については、オオクチバス等の駆除の後に元に戻す、その道筋だけでも示すことでよいのではないかと。(渡辺座長)

→②はそういう趣旨で作成した。松崎委員が言われた環境改善のマニュアルなどは巻末に掲載できるのでご教示いただきたい。(環境省)

→先ほどの留意事項のタイトルの一案として、P6の1)を防除手法の選択における留意点として、2)との違いを明確にして、2)を防除の実施における留意点とするなど、1)と2)をセットにして考えたい。(環境省)

- P7L23-24 の規則等を遵守する必要があるのはそのとおりだが、防除の実施に当たり気にすべきなのはまず捕獲手法であり、場合によっては水産部局に相談することなど、何を気にすべきかが分かった方よい。また L31 以下などに水抜きと池干しが併記されているが、どう違うのか。(中井委員)

→水産部局との相談については別の項に記述されている。(環境省)

→水抜き、池干し(干し上げ)は現在の指針でも使われている。おそらく、完全に水を抜くことができるのが池干し(干し上げ)、完全には抜けないのが水抜きという使い分けであろう。(事務局)

【5（防除実施計画の策定）、6（実施体制の整備）について】

・5(1) (P10L5) からの数行について、2 パラの飼養等許可の話は流れが悪い印象がある。（藤本委員）

→分かりにくいかもしれないので、表現を考えてみる。（環境省）

→この部分については、防除実施計画を定めないと防除を実施してはいけないと読めてしまうため、「防除活動を効果的効率的に行うためには計画を立てるのが望ましい」という表現がよい。また L11-12 はそのとおりであるが、防除の確認・認定なしに外来魚を円滑に駆除できていた理由は、アメリカザリガニ等と異なり、水を切って取り扱えば生きたままの運搬、保管とは見なされないからである。オオクチバス等を駆除する際に生きたまま運搬、保管する状況は多くないと思われるので、この部分の書きぶりを考えていただきたい。L14-15、防除実施計画があれば生きた個体の運搬が可能になるというのはそのとおりであるが、計画がないと防除できない、と受け取る人もいるかもしれない。（中井委員）

→「防除実施計画ありき」と読めるのはよくないため、考えていただきたい。（渡辺座長）

→オオクチバス等の防除において防除実施計画を立てることのメリットとしては、防除を計画的に実施できることが挙げられる。3-5 年にわたり、モニタリングをしながら腰を据えた防除を行う際には計画が必要である。一方、オオクチバス等が新たに侵入したのですぐに池の水を抜くといった緊急的な防除はすぐに進めた方がよい。このように、順応的に対処すべきである。（中井委員）

→ご指摘のとおりであり、書きぶりを直したい。（環境省）

→この部分は、都道府県の防除の場合、どういう場合に防除の公示が必要であるかという点とも関係するので書いていただきたい。（中井委員）

・指針の検討からは外れてしまうかもしれないが、コクチバス生息域拡大の抑止に一番効果があるのは罰則、罰金であると思われるが、そういった関係の情報はこちらには出てこない。本文中に書けない状況は分かったが、その件はどこに書くべきなのか。岐阜でコクチバスが見つかり、駆除、広報については直ちに対応した。皆がこれは法令違反だと思っていたが、それについては誰も対応しなかった。位置付けとしては県が対応することになると思うが、それについて国からの明確な通達、通知もなく対応もされていない。そのくり返しが現在のコクチバスの拡大に繋がっている。指針本文には書けなくても、おかしな事例があったら、誰がどのように対応すべきなのかをぜひ示していただきたい。それがないと今後も生息域の拡大を阻止できないだろう。

（大浜委員）

→ご意見を参考にさせていただく。指針の実効性を高めるため、水産庁と一緒にこの指針を通知することになるが、周知徹底を図るための扱いは考えたい。指針以外に、例えばマニュアルの改訂、HP 上のポータルにおける既存の対応事例の充実（優良事例以外の事例の紹介など）も進めたい。（環境省）

→この指針の中で工夫する余地はないか。指針を読むと都道府県の役割は大きい、国民も都道府県もそういう認識はあまりないと思う。（渡辺座長）

→防除には、今いるものの防除と拡げないことの二点がある。拡げないことについては、一部の意図的な違反の可能性に加えて、ヘラブナ等の種苗放流に交じってしまうリスクもある。指針には漁業者が被害者として書かれているが、種苗生産の業者などに取扱の注意を喚起することも必要ではないか。また自然に拡がって行く場合もあり、これらの要因のどれを重視するかについて分かりにくい箇所もあるので、注意すべき点が分かるように気を付けていただきたい。5、6 以外とも関連する。（中井委員）

→今の意見に対して、そのとおりではあるが、現在の種苗放流では養魚場で生産したものを放流することが多く、病気まん延防止の観点からも天然種苗はあまり使われていないため、現実にはその心配はあまりないと思う。（水産庁）

→P5L20 の記述に連携することと思うが、追記は不要であろう。（渡辺座長）

- ・ 5、6 から全体に波及することについて述べる。命の大切さについての議論は、状況によっては資源回復よりも C&R に繋がってゆくことを懸念。今後、具体的な防除は地方公共団体が主体となっていくとの状況で、法律上、国では C&R を規制できないとのことだが、水産庁長官通達により、これ以上の拡大はあってはならないとの指示を地方公共団体に出している。よって、責任の所在において国は関係ないとは言えないと思う。参考資料 3 の、都道府県による C&R の規制状況（P5）にあるとおり、条例そのものは滋賀県、佐賀県と鹿児島県の一部のみだが、委員会指示を含めると 17 県にまで波及して大きなムーブメントになっており、これを地方で拡大すべき。指針の全体的な方向性には腰折れを感じざるを得ず、C&R 禁止に向けた方向性が感じられるよう打ち出していきたい。（細谷委員）

→ご意見として拝聴する。ご指摘の点について、C&R の禁止そのもの、また釣りの禁止は、法規定上、日本の法体系の中で、その権利の観点から、所掌の法律の中で、国として禁止するといった規制を追記したり、その方向性でというのは、困難であることをご理解いただきたい。その上で、国の役割として、効果的な防除手法の開発、知見の技術支援、防除の方向性の提示、普及啓発といった部分をしっかりやっていく。国だけが、もしくは地方公共団体だけがやるわけではなくて、全体として、各関係主体を通じて問題解決を図っていく。そのために、指針やマニュアルの改定等、環境省、水産庁それぞれ国としての役割に応じて、必要な支援を進めていきたいと考えている。（環境省）

- ・ 附帯決議には違法放流の撲滅と書かれているが、そのために、国として何をすれば撲滅が達成できるかを意識して、その気持ちが入った記述にしていきたいと思います。また、P8L17 の環境改善対策については、「在来種・漁業資源復元対策」と表現を変えてはいかがか。その次の段落の項目とも一致する。（藤本委員）

- 2 点目のご指摘については検討したい。（環境省）
- 違法放流の撲滅と並び附帯決議で述べられていた漁業権のあり方の見直しについて、4 つの湖では今後のオオクチバスの漁業権についてのタイムテーブルが出されており、いつまでも利用できるわけではないとの話になっている。一方、バス釣りにおいて漁業権魚種を混獲するおそれがあると地元で判断されると、混獲される釣り方をしているとの理由で、バス釣りをする人から遊漁券をとってバス釣りを楽しんでもらえるという、法律の想定外の形でバスが積極的に利用されるような動きもあると聞いている。こういうことは、都道府県の水産部局の人を始め、地域の方々に知っておいてもらう必要があり、どこかで触れていただけるとよい。都道府県において、特定外来生物の担当は自然保護部局が中心と思うが、利用については水産部局が大きく関連しているので、うまく連携していただきたい。（中井委員）
- そのことを指針に組み込む提案があれば、後にいただきたい。（渡辺座長）
- 指針の目的は技術的な指針を示すということで、今いただいた意見をそのまま書くことは難しいと考える。ただし、漁業権の問題について地元自治体、関係漁協では外来魚に頼らない漁業、遊漁への切り替えのロードマップを作ったりしており、混獲を理由に遊漁料をとっている件についても、遊漁料の徴収は都道府県の認可事項になっていることから、関係者間の相談の上でそういう体制をとっている。バス問題に取り組んでいる主体の中で、面的に最も広く活動しているのは内水面漁協であり、各々の現場では防除と遊漁の折り合いを付けつつ進めている。漁協が活動を維持するために、ある程度の遊漁料の収入を得ながら維持している側面もある。直ちに指針に書くわけではないが、そういう点の重要性も認識しつつ防除活動を進めている点をご理解いただきたい。（水産庁）
- 附帯決議の全てをこの指針に反映させるのが無理なのは理解したが、附帯決議と指針改定案のトーン、熱さに落差を感じるのとこのことで意見をいただいたと思う。指針冒頭のコクチバスの分布が拡大しているという部分については、附帯決議の趣旨を踏まえ、拡散防止の観点での記述の書き込みについて検討いただくとのことで、現状と対応の問題意識くらいは、コンセンサスが得られている中でこの指針に書き込むことが重要ではないか。（渡辺座長）
- 岐阜県海津市では、ここ数年間の動きとしてバス釣りでの町おこしを進めている。こういう事例があることを情報提供する。（淀委員）
- ・全体含めて重要な点のご意見いただけたが、本日の議論において、具体的にどうするか決められなかった部分については、事務局だけで決められないところもあるかと思う。そこは、座長も含め、場合によっては委員に個別に相談しつつ、事務局で検討して反映して取りまとめたいただき、座長預かりということで、最終的にまとめていく形になろうかと思うが、よろしく願いたい。（渡辺座長）

（２） その他

- ・ 特になし。

以上